

第2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

平成 23 年 4 月 27 日付課法 2-5 ほか 2 課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第 17 条の 2～第 18 条の 4（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）</u></p> <p><u>17 の 2～18 の 4（共）-2 震災特例法第 17 条の 2 第 2 項、第 17 条の 2 の 2 第 2 項又は第 17 条の 2 の 3 第 2 項に規定する税額控除限度額（以下 17 の 2～18 の 4（共）-2 において「税額控除限度額」という。）の計算の基礎となる震災特例法第 17 条の 2 第 1 項に規定する特定機械装置等、震災特例法第 17 条の 2 の 2 第 1 項の表の各号の第 5 欄に掲げる減価償却資産又は震災特例法第 17 条の 2 の 3 第 1 項に規定する特定機械装置等（以下 17 の 2～18 の 4（共）-2 において「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 法人が取得又は製作若しくは建設（以下 17 の 2～18 の 4（共）-2 において「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下 17 の 2～18 の 4（共）-2 において「供用年度」という。）において法人税法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受ける場合 法人税法施行令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされる金額</u></p> <p><u>(2) 法人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年度後の事業年度において同法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けることが予定されている場合 法人税法施行令第 54 条第 1 項各号に定める金額から当該供用年度後の事業年度において同法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けるとしたならば、同令第 54 条第 3 項に規定する「損金の額に算入さ</u></p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>れた金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下17の2～18の4（共）－2において「損金算入見込額」という。）を控除した金額</u></p> <p><u>④1 (2)の損金算入見込額は、当該供用年度終了の日において、同法第42条第1項に規定する国庫補助金等若しくは同法第45条第1項の金銭の交付を受け、同法第46条第1項の賦課に基づいて納付され、又は同法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額（同法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、同法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）とすることができる。</u></p> <p><u>2 法人が税額控除対象機械装置等の供用年度において税額控除限度額の計算の基礎となる税額控除対象機械装置等の取得価額を(2)に定める金額によることなく同令第54条第1項各号に定める額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に同法第42条から第49条までの規定の適用を受けるときは、同令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の税額控除限度額を修正することに留意する。</u></p>	

## 二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の17の2～18の4（共）－2（(2)に係る部分</u></p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>に限る。) の取扱いは、法人がこの法令解釈通達の日付の日以後に取得又は製作若しくは建設をする当該改正後の17の2～18の4（共）－2に定める税額控除対象機械装置等について適用する。</p>	